

今後の復旧・復興事業の規模と財源について

平成 25 年 1 月 29 日
復興推進会議決定

被災地の復旧・復興のための施策・事業については、これを円滑に実施し、加速化を図ることとする。

このため、「集中復興期間」（平成 23 年度～平成 27 年度）における復旧・復興事業の規模と財源について、下記のとおり、見直しを行うこととする。

記

1. 事業規模

平成 23 年度から平成 24 年度までの間に予算に計上された施策・事業の規模は、約 17.5 兆円（国・地方合計（公費分））である¹。

加えて、平成 25 年度予算案における施策・事業の規模は、3.3 兆円程度（同）¹であり、さらに、現時点において、今後の「集中復興期間」（平成 26 年度及び 27 年度）に確実に実施が見込まれる施策・事業の規模は、2.7 兆円程度（同）である。このため、「集中復興期間」に実施する施策・事業の規模は、合わせて少なくとも 23.5 兆円程度（同）と見込まれる。

2. 財源

「集中復興期間」における復旧・復興に充てる財源として、これまで 19 兆円程度が確保されている。

今般、日本郵政株式の売却収入として見込まれる 4 兆円程度を追加する他、23 年度決算剰余金等により 2 兆円程度を確保することにより、「集中復興期間」の財源として、合計 25 兆円程度を確保する。

¹ 原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法に基づき、事業者が負担すべき経費等は含まれていない。

3. 今後の進め方

毎年度の予算編成において、被災地の復旧・復興に必要となる施策・事業を見直したうえで、そのための財源の検討を行い、必要な予算を確保する。

これを踏まえ、被災地の復旧・復興のための施策・事業の規模と財源の枠組みについて、必要に応じ、見直しを行うこととする。

なお、復興関連予算について、不適切使用等の批判を招くことがないように、使途の厳格化を行う。